

違法収集証拠の排除法則の比較的研究

傅 寛 芝

- 一 証拠収集方法の保障
- 二 捜査官、検察官、裁判官が真実・確実な証拠を収集することについての規制
- 三 証拠を正しく判断、使用する原則に関する規定

人類の社会発展史から見れば、異なる国家の政治制度、経済発展の水準、文化伝統、法律の根源および法制の発展状況は、ある程度の差異がある。しかし、人類社会の発展の形勢は、ますます新しい進歩、新しい文明の方向へと進んでいる。多くの国々は、どのように犯罪の処罰と公民の合法的権利の保障に関する不十分な法律規定を解決するのかという問題に注目し、刑事訴訟法を刑事訴訟の目的に合致させるために努力している。各国における違法収集証拠の範囲および違法収集の方法は絶えず変化しており、最もよい証拠とは何であるかが模索されている。

違法収集証拠とは、刑事訴訟において、司法警察、検察官、裁判官（国によっては裁判官は証拠収集の職責を有しない）が証拠収集をするとき、憲法と刑事訴訟法によって遵守すべき原則と手続きの規定に違反して、証拠を収集することをいう。司法警察・検察官は、このような証拠を、被疑者・被告人の刑事責任を追及する根拠としてよいのか、それとも裁判官は、このような証拠を被告人の有罪・量刑の根拠としてよいのか。この問題は、刑事訴訟において正しく速やかに犯罪を処罰することと直接的な関係があり、国家利益、社会公衆の

利益および被害者の合法的権利を保障することに直接関係があり、さらに、無実の者が刑事追訴を受けることなく、被疑者・被告人の合法的権利を侵害しないようにすることに直接関係がある。したがって、多くの国はこの問題に対して非常に注目している。この問題は、長い間各国の立法機関および司法機関を困惑させている問題であり、刑事訴訟法の学界が絶えず研究すべき問題である。学界ではこの問題についての研究が絶えず進んでいるし、司法実務はたくさんの方の優れた経験をまとめ、新たな試みをした国もある。しかしながら、これまで、この問題はまだ十分に解決されたとはいえない。

歴史的に見れば、この問題を解決するために、多くの国がずっと前から適当な方法を模索してきた。例えば、アメリカである。アメリカは違法収集証拠排除の適用について様々な探究をしてきた。地域的に見れば、先に連邦、次に各州に適用されている。排除の内容からみれば、先ず違法収集の自白の排除がなされ、次に違法捜査・押収により収集された証拠の排除がなされた。適用の原則からみれば、先ず全面的排除がなされ、次に違法収集証拠排除の一般的適用までなどの過程を経てきた。相当以前に、1897年、アメリカ連邦最高裁判所は、体罰または脅迫の方法によって採取した自白または陳述は憲法修正第5条に違反する、とした。しかし、各州は連邦最高裁判所の判断を遵守するよう要求されなかった。ところが、各州は強制的に採取した供述を排除する規則を制定した。最高裁判所の判例と比べて、各州の規定は厳格ではない。1914年、アメリカ連邦最高裁判所は、違法捜査、違法逮捕によって収集した証拠をすべて排除する、と判断した。しかし、各州は相変わらず伝統的方法で行ない、違法収集した証拠であっても一概に排除することはしない。すなわち、違法収集した証拠であっても一部は排除されない。理論上、いわゆる「銀盤理論」が出てきた。連邦裁判所は、各州が報告する事件の中の違法収集証拠について、情状により採用することができると認めた。1960年、「銀盤理論」は否定された。1961年、各州は違法収集証拠排除の刑事証拠法則を採用し始めた。このようにして、証明力は非常に高いが違法に収集された証拠は証拠の効力を失った。また、同時に、「毒果」理論が生じた。この理論によれば、違法収集の刑事証拠はすべて「毒樹」とされ、「毒樹」の手がかりから獲得した証拠は、「毒樹の果実」として、これを排除する。この理論は激しい議論を引き起こした。反対論者は、そのように解すれば、被告人の権利に対する保障が犯人の追及および処罰より高くなり、警察の証拠収集に対して不利益な影響を与えると同時に、犯人に対するコントロールも弱めさせ、さらに国家に政治的損害を及ぼす可能性

があるので、これを廃止すべきだと主張した。さらに違法収集を行った関係者に対して、別に処理すべきであると主張した。賛成論者は、この法則は憲法を実施するための重要な方法であり、警察の違法行為を防止するための有益な方法である。したがって、この法則は維持すべきであるけれども、改正すべきである。例えば、この法則の適用によって、犯人が刑罰を避ける可能性があるので、排除しない例外的な場合について、法律規定を追加すべきだとする。1984年、アメリカ連邦最高裁判所は、多数の意見によって、この法則の適用について2つの例外規定を追加した。その1は、「最終または必然的発見の例外」である。すなわち、ある政府公務員が憲法に違反する方法で証拠を収集しなくても、他の政府公務員によって被告人の犯罪を証明する証拠が最終的または必然的に発見されるとき、起訴に値する圧倒的証拠があるかぎり、法廷はこのような証拠を排除しないとする。その2は、「善意の例外」である。すなわち、政府公務員が公正・中立で令状を発布する権利を有する人員が発行する捜査状にもとづいて合理的に捜査をしたのに、結果として、この捜査状が無効なものであることが発覚した。このような捜査行為は善意なので、収集した証拠は、起訴官がこれを法廷に提出したとしても、排除しない。この2種類の排除しない例外は、違法収集証拠排除法則の適用の範囲を大幅に縮小した。そして、イギリスもこの問題を絶えず模索し、解決するために努力している。1807年、イギリスの裁判所の判例は、違法捜査・押収により収集した証拠を採用した。しかし、1955年の判例は、違法捜査・押収により収集した証拠を排除した。1979年違法捜査・押収した証拠物に対して修正を行なった。すなわち、さらに証明する事実と関係があるかぎり、原則的に排除しないが、違法を行なった警察に対して被害者が別に告訴することがきる。いずれにしても、違法収集証拠を排除するかどうかについて、裁判官は自由裁量権を持つ。

現在、国によりこの問題についての立法も異なる。異なるといえば、まず立法の形式が違う。ある国は、刑事訴訟法典において、違法収集証拠排除法則を適用する範囲を明確に規定するのに対して、ある国は、証拠規則または証拠法典において相当の規範を規定している。前者としては、例えば、ドイツ、イタリア、日本などであり、後者としては、例えば、アメリカ、イギリスなどである。1975年、アメリカ国会は「連邦証拠規則」を採決したが、一部の州は、証拠法典を制定した。イギリスには「1984年警察および刑事証拠法」などがある。

違法収集証拠排除の方式および範囲に関する規定も、国により異なる。ある

国では、違法収集証拠排除の適用を証拠の一般的法則として採用している。例えば、イタリアである。イタリア刑事訴訟法典191条は、「法律禁令に違反する場合、収集した証拠を使用してはならない」とし、「訴訟のいかなる段階および裁判の審級においても上述の証拠を使用できない」としている。ある国では、この原則を一般的原則とするが、同時に特別例外を規定している。例えば、アメリカである。アメリカは「最終的または必然的発見の例外」および「善意の例外」の場合は、違法収集証拠排除法則を適用しない。ある国の刑事訴訟法典は、この原則を自白だけに適用している。例えば、日本、ドイツである。ドイツ刑事訴訟法136条は、公訴された者を尋問するとき、虐待し、疲労させ、身体を傷害し、薬を飲ませ、苦しめ、詐欺または催眠などの方法で公訴された者に害を加え、または刑事訴訟法が許さない方法で脅迫し、法律に規定しない利益による承諾によって収集した供述は、公訴された者が同意しても、使用してはならない、としている。日本刑事訴訟法319条は、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他の任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない」と、規定している。ある国では、起訴の証拠を罪責の確定、量刑の証拠とすることがどうかは、裁判官の自由裁量を任せる。例えば、イギリスである。イギリスの伝統は、起訴の証拠を採用するかどうかについて、裁判官が考慮して決定する。刑事訴訟において、収集した証拠は異議のある場合、採用することができない。公判において、裁判官は、証拠のもたらす不利益がこの証拠の証明する価値を超えれば、裁判官はこれを採用しない権利を有する。ある国では、法律上この法則を採用するかどうかについて明確な規定を持たないが、別の角度から収集証拠、判断証拠および使用証拠について遵守すべき法則、方法、手続きを明確に規定している。司法関係者が真実で、十分な証拠を収集するため、犯人が法律の制裁を逃れず、公民の合法的権利および国家利益を維持するために、全面的な保障を提供する。例えば、中国である。

そのほか、国際法分野で、ある国際規約もこの法則の適用範囲を明確にしている。例えば、1986年12月12日国連で採決された「残酷な刑罰及びその他の残酷な非人道又は人格を侮辱する待遇若しくは処罰を禁止する条約」15条は、いかなる条約の参加国も訴訟手続きにおいて、拷問による自白の強要の陳述を根拠としてはならず、これらの陳述は拷問による自白の強要を行った者に対して起訴する証拠として使用することができるとする。

中国は、この国際規約の参加国であるが、違法収集証拠の問題を解決するに

ついて、中国は独自の特徴を持っている。つまり、捜査官、検察官、裁判官が、法により必要な証拠を収集するために、正しく速やかに犯罪事実を証明し、正しく法律を適用し、無罪の者が刑事追訴を受けず、公民の合法的権利を保障するために、刑事訴訟法、刑法およびその他の法令は、重要な保障および可能性を提供している。

一 証拠収集方法の保障

(1) 証拠の範囲、採用できる証拠の種類について。中国新刑事訴訟法42条1項は、「事件の真実の状況を証明するあらゆる事実は、証拠である」とし、証拠の種類は、証拠物・証拠書類、証人の証言、被害者の陳述、被疑者・被告人の供述又は弁解、鑑定結果、検証・身体検査の調書、視聴資料の7種類である。以上の証拠はかならず取り調べをへて真実であることを確かめたあとでなければ、事件を確定する根拠となしえない。この規定によれば、捜査官、検察官、裁判官が証拠収集する範囲は比較的広いのである。

(2) 捜査官、検察官、裁判官の証拠収集に必要な権限について。新刑事訴訟法の規定によれば、裁判所、検察院、警察機関は関係ある組織および個人から証拠を収集し、取り調べることができる。関係ある組織および個人はありのまま証拠を提供しなければならない。証拠を偽造し、隠匿または隠滅した者は、いずれの側に属する場合であっても、法的追及を受けなければならない(新法45条)。

捜査官が逮捕・勾留を執行するとき、緊急な状況の場合には、証拠の流失を防止するために、捜索状によらなくても捜索をすることができる(新法111条2項)。それによって、捜査官は適時に法により必要な証拠を収集することができる。違法捜索、押収の方法により証拠を収集する必要がない。

(3) 捜査官、検察官、裁判官の証拠収集に必要な手段について。法律により、捜査官、検察官が被疑者の尋問、証人喚問、被害者の喚問、証拠物・証拠書類の捜索・押収、現場検証・身体検査、鑑定および指名手配などの捜査手段を使用することができる。裁判所は法により、検証・身体検査、押収、鑑定、査問、凍結などの手段で、証拠を確認することができる。それと同時に、法律は以上の捜査手段を使用するときに遵守すべき手続きおよび注意すべき問題についてそれぞれ規定している。そのほか、法律が警察機関、検察院、裁判所に逮捕・勾留などの強制措置を使用する権利を与えて、犯人の逃亡、証拠の隠滅

を防止するために、十分で、確実な証拠の収集のために有益な条件を提供している。

(4) 大衆に依拠することを刑事訴訟法の基本的原則とする。犯罪と戦うにあたって、裁判所、検察院、警察機関は、法により人民大衆と連絡しなければならない。このようにして、事件処理機関は、証拠を収集・確認するとき、人民大衆の支持を受けることができる。

二 捜査官、検察官、裁判官が真実・確実な証拠を収集することについての規制

(1) 捜査官、検察官、裁判官の証拠収集の行為は厳しく規制されている。新刑事訴訟法四三条は、「裁判官、検察官及び捜査官は法律に定める手続に従って、被疑者・被告人の有罪または無罪、犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自白の強要、脅迫、誘引、欺瞞およびその他の違法な方法による証拠収集を厳禁する。事件と関わるか又は事件の内容を知るすべての公民が、証拠を客観的かつ十分に提供する条件を持つことができるようにする」としている。これらの規定は、捜査官等の違法証拠収集を防止するための規定である。

(2) 刑法等法律の規定を以て、捜査官、検察官、裁判官の違法行為を処罰する。例えば、刑法136条に規定する拷問による自白の強要罪、143条の不法拘禁罪、148条のふ告罪、隠匿罪である。これらの規定は、公民の合法的権利の侵害を防止するための条項である。そのほか、その他の法令によって捜査人員等が自覚的に法により証拠を収集するよう制限・監督する。例えば、「検察官法」は違法行為に対して特別な条項を規定している。検察官が拷問により自白を強要し、職権を乱用して公民・法人またはその他の組織の合法的権利を侵害すれば、相応な処分を受けなければならない。犯罪を構成すれば、法により刑事責任を追及する。犯罪が構成しない者について、状況により、戒告、減給、停職、免職の処分をする。

(3) 証拠資料の真実性への影響の要素を排除する。これについて、刑事訴訟法は、「事件の状況を知る者はすべて、証言する義務を負う」とし「生理的・精神的な欠陥を持つか又は年少であるために、是非の判別ができず、正しく表現できない者は、証人になることができない」とする(新刑訴法48条)。証人喚問にあたって、「証人は証拠、証言をありのままに提供しなければならず、

意図的に偽造するかまたは罪証を隠匿したときに負わなければならない法律上の責任を告げなければならない。」「一八歳未満の証人を尋問する際には、その法定代理人に通知して立ち会わせることができる」(新刑訴法98条)。裁判所、検察院、警察機関は証人およびその近親の安全を保障しなければならない。証人またはその近親に対する脅迫、侮辱、殴打および報復については、犯罪になる場合には、法により刑事責任を追及し、刑事責任を追及すべき程度に達しない場合には、法により治安管理处罰に処する(新刑訴法49条)としている。これらは証人がありのままに、安全に証拠を提供しうるための規定である。

なお、刑法は、「捜査、裁判において、証人、鑑定人、記録員、翻訳人が事件と重要な関係を持つ事柄に関して、故意に虚偽の証明、鑑定、記録、翻訳をおこない、意図的に他人を陥れ、または罪状を隠匿しようとした場合、2年以下の懲役または拘留に処する。情状の重いものは、3年以上7年以下の懲役に処する」(刑法148条)と規定している。これらの規定は、真実の証拠を収集するために重要な役割を担っている。

三 証拠を正しく判断、使用する原則に関する規定

刑事訴訟法は、証拠は取調べを経て真実であることを確かめた後でなければ、事件を確定する根拠となしえない(新刑訴法42条3項)、と明確に規定している。あらゆる事件に対する判決は証拠を重んじ、取り調べ検討を重んじ、自白を軽々しく信じてはならない(新刑訴法46条)、と規定している。被疑者・被告人の供述に対して、「被告人の供述があるだけで、その他の証拠がない場合には、被告人を有罪と認定して刑罰を科することができない。被告人の供述がなくても、証拠が十分に確実な場合には、被告人を有罪と認定し刑罰を科することができる」(新刑訴法46条)としている。このような事件を確定する原則によれば、我国の捜査官、検察官が捜査段階で違法収集した被疑者・被告人の供述は無価値になるので、捜査官は自覚的に法によりこれらの証拠を収集しなければいけない。

証人の証言について、我国の刑事訴訟法は、証人の証言はかならず法廷で検察官、被害者および被告人、弁護士双方の質問、対決を経て、それぞれの側の証人の証言を聴取した後取調べを経た後でなければ、事件を確定する根拠となしえない(新刑訴法47条)、と明確に規定している。法廷で証人が意図的に偽造するかまたは罪証を隠匿したことが判明したときは、法により処理しなけれ

ばならない（新刑訴法47条後半）。

そのほかは、捜査官、検察官および裁判官が法により証拠を収集することを保障する規定がある。例えば、刑事訴訟法は、「事実を根拠とし、法律を準拠とする」という基本的な原則を採用している。裁判所の判決書、検察院の起訴状、警察機関の勾留承認申請書はかならずありのままの事実の忠実でなければならず、故意に事実の真相を隠した者は、その責任を追及される（新刑訴法44条）、としている。

違法収集証拠を根本的に防止し、公民の権利を確実に保障するために、法律はさらに次のように規定している。起訴段階では、補充捜査の事件について、検察院が証拠がまだ不十分で起訴の条件に該当しないと認めた場合、不起訴の決定をおこなうことができる。裁判所は裁判を経て、証拠が不十分で被告人が有罪であると認めえないものについては、証拠が不十分で、公訴の犯罪が成立しえないという無罪の判決を言い渡さなければならない（新刑訴法162条3号）。これらの規定は、捜査官、検察官、裁判官に対して、自覚的に事実にもとづいて事件を処理し、法により証拠を収集し、法により事件を処理するよう自立させるものである。

我国刑事訴訟法の規定からみれば、捜査官、検察官、裁判官は犯罪と戦うにあたって、違法に証拠を収集する必要はない。しかし、実務上、いかなる国でも、その法律がどんなに完全であっても、さまざまな原因により違法収集証拠をすべて避けるのはなかなか難しい。ところで、違法収集証拠がいったん発生すれば、どういうふうにもこのような証拠を扱うのか。これについて、我国の学界には対立する見解がある。要約すれば、次のとおりである。

(1) 排除説。この見解は、すべて憲法および刑事訴訟法の関係する規定に違反して収集した証拠は、証拠の効力を有しないので、事件を確定する根拠となしえない、と主張している。主な理由は、そうすれば憲法、刑事訴訟法の統一実行を保障すると同時に、冤罪を防止することができるとする。

(2) 真実を排除しない説。この見解は、違法収集した証拠が真実であると判明して、それが事件の事実を証明しようとする証拠であり、かつ事件の確認のために決定的意義がある場合には、それを採用すべきである、と主張している。その主な理由は、真実の犯人が法律の制裁から逃げれることを防止し、被害者、公民および国家の利益を保護するために有益であるという点にある。

(3) 真実を例外的に排除しない説。この見解は、ある種の犯罪または数種の犯罪（例えば、嚴重な国家安全に危害を及ぼす犯罪）に対して、違法収集した

証拠は、真実に事件の事実を証明しようとする証拠である場合、これを排除しないとする。その主な理由は、重い犯罪について法律制裁から逃げれることを防止し、被害者および国家が新たな危害を避けるために有益であるという点にある。

上述のような異なる見解は、その他の多くの国でも存在すると思う。ところで、違法収集証拠排除と真実な犯人が刑罰から逃れる可能性の防止という矛盾は、どういうふうに解決すべきなのか。報告者は国により情勢も異なるので、同じような方法を採用しないほうがいい、と思う。もちろん、異なる国の間で、お互いに自分のために有益な経験を参考にすることが必要である。各国において犯罪と戦う経験が増えてきているのであるから、ますます完全な答案を見出すことができると考える。

この問題については、人類社会が文明、民主への発展の客観的法則に依拠する立場に立てば、犯罪の処罰と公民の合法的権利の保護とを一致させるべきで、一方のみを採用するのはよくない、と報告者は思う。このために、違法収集刑事証拠排除の法則を一般的な原則とする必要があると思う。その理由は次の通りである。

(1) 憲法の尊厳を維持し、憲法の適用を保障する必要がある。

各国の憲法はすべて国家の根本的法律であり、すべて公民に一定の民主的権利を与えている。実務上、違法収集証拠は公民の人身の自由をきわめて侵害しやすし、さらに公民に精神的、肉体的な苦痛を与える。軽い場合は、刑事訴訟法に規定する手続きに違反すると同時に、程度によってこれらの行為が憲法違反の行為となる。これは憲法と刑事訴訟法との固有な関係から決定される。憲法は刑事訴訟法の立法的根拠であり、刑事訴訟法は憲法の規定を実現する手段である。なぜなら、刑事訴訟法の関係する規定に違反すれば、公民の人身の権利およびその他の民主的権利が侵害されるので、憲法の精神に違反するからである。いかなる国でも、もし憲法違反の行為を禁止しなければ、国民の憲法への尊厳を失わせて、社会秩序を混乱させ、重い場合は政局の不安定、さらにこの国の国際における地位に影響を及ぼす。したがって、警察機関、検察院および裁判所のいかなる憲法違反の行為も許されない。

(2) 冤罪・誤判の防止に必要である。

証拠が真実に事件の事実を証明できるかどうか、正しく速やかに犯罪を処罰できるかどうかと密接な関係があると、各国の刑事訴訟の歴史はこれを十分に証明した。これは人権が適切な保障を受けられるかどうかの重要なところであ

る。どのように証拠を収集するのか、人類社会の発展の各歴史段階により異なるけれども、教訓は同じである。すなわち、被疑者の肉体と精神を侵害するなど不正な手段により収集した供述をもって事件を確定すれば、冤罪の可能性が高くなる。現在、人類社会はすでに科学技術が高度に発展した電子時代に入り、刑事訴訟法は従来よりさらに科学的である。それにもかかわらず、法により収集した証拠はすべて完べきであるとはいえない。これは犯罪自体の複雑性に由来する。人間の客観的事物に対する認識は、ある程度各種の主観的・客観的要因の影響および制限を受けるからである。これは捜査官、検察官、裁判官の証拠に対する認識にも含まれる。法により収集した証拠資料が真実であるかについて、事件処理をする者の複雑な認識過程を通さなければならない。各国の裁判制度は1審終審制を採用していないが、2審終審・3審終審の制度を採用し、上訴の制度、上訴における不利益変更禁止、抗告の制度、再審制度等を採用している。これは裁判の公正を保護すると同時に、誤りのある裁判を是正することを可能としている。

周知のように、刑事訴訟法およびその他の証拠と関係する法律規範は、すべて長期間にわたってさまざまな犯罪と戦う実践から総括されたものである。場合によって、自国の経験の総括ではない。証拠に関する規定は証拠収集の適切な原則、方法および手続きであることが経験から証明された。これらは適時に真実な証拠を収集し正しく犯罪を打撃し、公民の合法的権利を保障するためにきわめて重要である。被疑者・被告人の供述を収集するとき、これらの規定を遵守しなければならない。真実の犯人に対して、法により尋問しても、かれらが処罰を逃げようとするか、または罪を軽くしようとするので、供述自体は信頼できない部分も含んでいる。これらに対して違法の手段をとるのは、常に、捜査官がその他の証拠を十分に収集しなかったときであるから、違法の手段により収集する証拠資料は、信頼できない程度がさらに高まってくる。犯人は、嘘をついて、罪を他人に転嫁し、事件を複雑にさせることができるので、捜査員を過った道へ引き入れることもできる。一般的に、罪のない者は、ありのままに供述することができるが、もちろんこのような供述は様々な要因の影響を受けて、すべて信用することができない。しかし、もし違法の手段を使用すれば、圧力・苦痛を加えられ、結局、虚偽の供述を迫られて、供述の真実が失われてしまう。根本的にいえば、捜査官が違法収集証拠により、法制を破壊すれば、冤罪の発生をもたらすという循環になる。

(3) 捜査員、検察官、裁判官が厳格に法律を適用し、自覚的に事件処理を行

う能力を向上させるように仕向ける。

刑事訴訟において、違法収集証拠排除の効力は捜査員、検察官、裁判官の違法収集した証拠を無意味とするし、もし違法収集すれば、自分が処罰を受ける可能性がある。そのように、かれらは自覚的に法により証拠を収集しなければいけないし、自分の事件処理の能力を向上するよう努力しなければならない。さらに、犯罪の打撃と公民の権利の保障、さらに事件処理人員の能力の向上の間に、良い循環が生れる。違法収集証拠排除を一般的法則として適切に実行できる。なぜなら、まず、現代諸国では、重い犯罪、さらに一般の犯罪さえ公訴の範囲に入っており、国家追訴主義が実行される。これらの犯罪と戦うにあたって、必要である人員・物資などは国家により提供され、国家の強制力を基礎とする。国家は必要な専門的機関を設置して、専門的訓練を受けた専門の人材を割り立て、相応な科学技術の手段および施設を有する。国際的にみれば、すでに広い刑事司法共助を結んで、国際警察組織に参加するなどである。これは国内の犯罪、さらに外国にわたる犯罪事件の証拠を収集するために必要な条件を提供する。

ここで、指摘すべきは、一律に違法収集証拠を排除すれば、真実の犯人を容易に刑罰の処罰の網から逃げさせるし、被害者の合法的権利・さらに社会公共利益に侵害を与える。この欠陥を補足するために、報告者は次の措置をとるのが有益であると思う。

(1) 再度収集。違法収集した供述、自白に対しては、事件の真相を真実に証明しようとする証拠であると認めたとき、法により再度収集すべきである。原証拠を収集した者は、回避すべきである。法により再度収集した供述または自白は、もし原収集した事実と一致すれば、採用することができる。もし法により収集した供述または自白が原収集した事実と異なるものであれば、さらに審査して、これが真実であると認めたものについて、採用すべきである。

(2) 法定する捜索、押収の手続きに善意かつ軽微に違反して収集した証拠物・証拠書類は、取り調べを経て、これが事件を証明しようとする事実で、かつ事件を確定するための不可欠な証拠であるとき、採用すべきである。しかし、違法収集の人員を処分すべきである。

(3) 適時、適当に違法収集の人員に対する制裁の制度を確立する。違法行為が刑法に規定する犯罪を構成すれば、法により刑事責任を追及し、違法行為が犯罪を構成しない場合、関係規定により処罰する。

(4) 国家は、賠償法を制定して、違法証拠収集の人員により無罪の者の人

身・財産・名誉が損害された場合、これを賠償する。法律は、侵害された被害者に直接国家賠償を請求する権利を与える。個人の不正な目的により違法証拠を収集するとき被害者に損害を与えた場合、違法収集した当該人員が賠償責任を負う。

以上の措置は刑事訴訟の目的、任務の要求と一致すると、報告者は思う。刑事訴訟法が捜査官、検察官、裁判官の証拠収集行為をコントロールする目的は、十分で、信頼できる証拠を収集することができることを保障するためであると同時に、無罪者が刑事追訴を受けることなく、被害者の合法的権利を保障するためである。すなわち、刑事訴訟法の適用を保障するために、無実の罪を着せず、また放任しない。無実の罪を着せず、また放任しないようにするために、前提条件として事件の真相を明確にする。したがって、捜査官の違法捜査・押収により証拠を収集する行為とは区別すべきである。この違法行為が軽くて、手続き上のものである場合、捜査・押収した証拠物・証拠書類の真実を害しない場合には、この証拠物・証拠書類を排除すれば犯人が法律の制裁から逃れるおそれのあるとき、これらの証拠物・証拠書類は排除しないほうがいい。もちろん、手続き上の違法を補うことができれば補うべきである。逆に、このような区別をしないまま、違法捜査、押収した証拠物・証拠書類を一律に排除すれば、犯人を放任するおそれがあることはいうまでもない。真実の犯罪者に公正な法律制裁を与えてこそはじめて、被告人・被害者の合法的権利および社会公共利益は保護されるものである。すなわち、捜査人員の違法に捜査・押収した証拠物・証拠書類に対して規制することと、被告人が処罰を受けることとを正しく結びつけてこそはじめて、刑事訴訟は公正的であるといえる。司法経験がますます豊富になり、刑事訴訟法およびその他の関係する法律制度がさらに完全になり、事件摘発の科学技術が絶えず発展し、さらに捜査官、検察官、裁判官の事件処理能力が上達するにしがたって、違法収集証拠の状況はますます減少していく、と報告者は確信している。

(張 凌 訳)